

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第四十四号

平成二十六年

七月十四日

月 曜 日

## 目次

### 規 則

○山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一

## 規 則

### 山梨県規則第二十八号

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和六十年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表山梨県メデイカルコントロール協議会の項の次に次のように加える。

山梨県子ども・子育て会議

部 会

### 附 則

この規則は、山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年山梨県条例第五十九号)の施行の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番